

●パブリック・コメントに係る一般の方々の意見【13件】

| 関連ページ | 意見  | 考え方   |
|-------|---|---|
| 23ページ | <p>障害福祉計画に関連させるべきものかどうか分かりませんが、とりあえずご一読下さい。<br/>                 精神障害者もバス料金を半額にして頂きたいのです。<br/>                 何度か会社側に尋ねましたが、言うまでもなく実現は困難とのこと。<br/>                 これではせっかく写真付きの保健福祉手帳ができて、鹿児島県ではほとんど利用価値がありません。<br/>                 そこで、バス会社へ県から補助金を出していただき、精神障害者のバス料金半額の実現を目指してほしいと考えます。<br/>                 ご承知の通り、精神障害者の方々にとって、病院受診や、市街地にしかない社会資源を利用するには、公共交通機関がどうしても欠かせないのです。<br/>                 しかし肝属地区は公共交通機関がバスしかありません。<br/>                 バス代がかかるからと受診を取りやめたり。<br/>                 1日でも長く薬をもたせようと、服薬を自己調整したり。<br/>                 「薬代より（バス代が）もっともお金がかかる」と、嘆かれる方もおられます。<br/>                 この福祉計画で障害者の住みよい地域作りを目指すのであれば、是非、この現状をご考慮下さい。そして計画に反映させて下さい。<br/>                 よろしく願いいたします。</p> | <p>従来の精神障害者保健福祉手帳は写真貼付がないために本人確認が困難であり、公共施設の入場料や公共交通機関の運賃割引等の支援の協力を得にくい等の問題点を踏まえ、国において、平成18年10月以降の手帳様式が見直され、写真貼付欄を設けることとされました。<br/>                 今後、更新等に合わせて、順次、写真の貼付された精神障害者保健福祉手帳が発行される状況を踏まえて、関係公共交通機関に対して運賃割引等の支援を積極的に要請します。<br/>                 また、計画の23ページにおいて「障害者等に対する公共交通機関等の割引制度等を促進しつつ」という文言を付記します。</p> |
| —     | <p>文体が分かりにくい。こういう難解な文体・語彙を用いて、誰に読ませるのか。<br/>                 手が不自由で、ページを繰るにも介護者の手助けが必要な人、目が不自由で読めない人、知的に読解のむずかしい人の多い障害者を対象にした「計画素案」がこんな文体では、多くの障害者は読めないだろう。対象者にふさわしい文体を選ぶべきである。</p>   | <p>計画素案及び同概要版については、文章に正確さを期すが故に、やや難解な表現も含まれていました。<br/>                 今後、計画の広報・周知を行っていく際には、点訳等も含め可能な限り平易な文体で作成いたします。</p>   |
| —     | <p>障害者を施設から出すという方針を県が固めていることは明確に分かった。<br/>                 なぜ施設から出すのか。そこが見えない。<br/>                 障害をもつ人々が施設を出て、自立したいのは、基本的人権の充足を願うものだが、県が「自立支援」という名を掲げて行おうとしている「障害者を施設から出す」という「福祉計画 素案」の方向性は、障害者の自立の願いに逆行するものと思われる。<br/>                 施設から出たあとの対応がほとんどなされていないに等しいからである。</p>   | <p>障害者の方々が「自分らしい生活」を実現するために、施設から地域に出て、地域に溶け込んで暮らすことは非常に重要であると考え、それを促進する計画素案といたしました。<br/>                 また、制度上、重度障害者の方が施設を出ざるを得ないものとはなっておりませんが、地域移行を望まれる重度障害者の方も安心して地域で暮らせるよう、特別対策事業の活用も図りながら、市町村や関係機関一体となって取り組みます。</p>  |

|       |  |  |
|-------|--|--|
|       | <p>「地域生活支援事業（主要事業）」が増えたことに期待したいが、今、障害者は介護時間の不足、生活費の不足に悩んでいる。その障害者からみると、それぞれの「計画」はいかにも迂遠で、実効性に乏しいように思われる。</p> <p>今、障害者が困っていることは何かを汲んで、できるだけ速やかに苦痛を和らげる事業にとり組むことこそ、思いやりの行政というものではないか。</p> <p>－ 障害者の中には、8万円の年金の中から家賃4万円を払って、残りの4万円で衣食・電熱・携帯などを賄って、かろうじて生きている人が少なくない。</p> <p>自立しようと施設を出た障害者の多くは、むしろ、こういう生活パターンの人が多くのである。そこに一律負担という制度が導入されて、生活は破綻している。</p> <p>4月から緩和措置が講じられるという説明を受けたが、その救済策が文面に見えない。</p> | <p>市町村が決定された支給量と希望している支給量との乖離や利用者負担等の経済的な負担に悩んでおられる障害者の方々が少なくないことを各方面より伺っております。</p> <p>そうしたご意見等を踏まえ、国において平成19年4月以降の利用者負担の更なる軽減策が講じられたと認識しております。</p> <p>先般、国より利用者負担軽減策の実施等の説明を受けた後、速やかに市町村及び事業者の方々へ説明会を実施するなどしたところですが、今後も円滑な事業実施が図られるよう努めます。</p> <p>また、計画素案においても、市町村で適切な支給決定が行われるよう、障害程度区分認定調査員研修や市町村審査会委員等に対する研修を、県で引き続き実施することとしております。</p> <p>なお、障害者の方々のご生活等に係る具体的な指標に基づき、点検・評価していく旨記載いたします。</p> |
| 6 ページ | 施設から出すまえに、まず、障害者用住宅の整備を進めてほしい。   | <p>第2章において「高齢者や障害者等の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅を登録し、当該物件の情報提供や居住支援等を行う、あんしん賃貸支援事業と市町村地域生活支援事業の居住サポート事業との連携など関係機関における緊密な連携を促進しつつ」という文言を付記します。</p>   |
| －     | 市町村の取り組みには、財源難などの限界がある。県からも独自の支援をしてほしい。  | <p>これまで重度心身障害者医療費助成制度を実施するなど、県独自の取り組みも進めて参りましたが、平成19年度以降、児童デイサービスに係る助成事業も実施することとしております。</p> <p>財政難は当面継続することが予想されますが、主に平成19～20年度に実施する「障害者自立支援法円滑施行特別対策事業」も含め、効果的な事業の実施に努めます。</p>  |

|       |  |   |
|-------|--|---|
| 18ページ | <p>県自立支援協議会のメンバーに障害当事者を必ず加えてもらいたい。</p>   | <p>県自立支援協議会は平成19年度中に設置する予定ですが、委員数や人選は今後検討する予定です。<br/> 検討に際しては、関係機関や各方面のご意見を拝聴しながら、適切に対応したいと考えています。</p>  |
| —     | <p>地域生活移行支援には重度障害者のことを考え、実態に応じた支援に取り組んでももらいたい。</p>   | <p>障害の種別や軽重、住む地域等に関わらず、必要なサービスが適切に提供される仕組みづくりに努めるとともに、市町村や関係機関のご意見を伺いながら、実態に即した障害者施策を推進したいと考えております。</p>   |
| —     | <p>・<b>地域生活への移行支援には重度障害者のことにも十分な対応を</b><br/> 障害者自立支援法にはどんな重い障害を持っていても地域の中で生活できることを理念に掲げてあります。しかし、今回の施行により、とりわけ常時介助の必要な重度障害者の地域生活は危機的状況になっています。今までも足りなかった居宅介護の時間数が更に減らされている中で、果たして今後、重度障害者の地域生活移行はあり得るのでしょうか？<br/> 市町村は、障害者自立支援法の理念は理解できるとしながらも財政のことを全面に出して、その対応は厳しいものがあります。財政の事情、基準等ありますが、命優先の政策として取り組んでもらえるよう県からの働きかけをお願いすると共に、どの地域においても、その障害当事者が望む場所で生活が出来るよう、県独自の「重度障害者に対する地域生活移行支援」の取り組みをお願いします。</p> | <p>国の基本指針においても「障害者等、とりわけ重度の障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠である。」とされています。<br/> こうした「障害福祉サービスの提供体制」と「相談支援体制」の構築のために、「地域自立支援協議会」を中心とした市町村間の広域的な対応を促進しつつ、特別アドバイザー派遣事業等により、県も積極的な支援を行います。</p> |
| 18ページ | <p>・<b>県自立支援協議会の委員に障害当事者も加える</b><br/> 専門的な分野から幅広い意見を結集することは重要なことですが、障害当事者の声を反映することが更に生きた政策につながるものと思います。</p>  | <p>県自立支援協議会は平成19年度中に設置する予定ですが、委員数や人選は今後検討する予定です。<br/> 検討に際しては、関係機関や各方面のご意見を拝聴しながら、適切に対応したいと考えています。</p>  |

|          |  |  |
|----------|--|--|
| <p>—</p> | <p>具体的概要や、要望等の書類は必ずテキストファイル、あるいはH Pの画面読み上げソフト利用者にも読みやすい形で提供してください。</p> <p>近年ブロードバンドが流行していますが、まだまだその環境には無い人々も多く存在します。</p> <p>しかもワードやPDFは著しく、視覚障害ユーザーにとっては読み難い、アクセスし難いと言わざるを得ません。</p> <p>さらに各福祉事務所で閲覧可能ではあるようですが、これをするにも人手が必要です。</p> <p>そのためにもきちんとアクセスできる形での提供、意見を求めるのなら、そのニーズがあるか無いかを問わず、誰もが読める形での提供をお願いします。</p>  | <p>この度はアクセス面で御不便をおかけいたしまして、たいへん申し訳ございませんでした。</p> <p>県では、誰もが閲覧しやすいホームページへの改善を図るため、平成19年1月に全面的なリニューアルを行うとともに、ホームページ作成に当たっては、PDFだけでなくテキストデータも作成するよう、職員への周知に努めているところですが、今後も、職員への研修などにより、アクセシビリティ向上を図ってまいりたいと考えています。</p> <p>また、パソコンに不慣れな方のためにも、県内各地の閲覧場所での個別対応を継続いたします。</p> |
| <p>—</p> | <p>審議会に当事者を複数名参加してもらい、当事者と共に作る制度を目指してください。</p> <p>障害福祉の真の専門家は、利用している障害当事者です。ぜひとも当事者の前で、当事者のことを決めていく。当事者の生活を支えるための制度作りを目指してください。</p>  | <p>今回の障害福祉計画素案の策定に際しては、3障害それぞれの当事者団体の代表も委員である県障害者施策推進協議会にて御検討頂き、また、パブリック・コメント制度等により一般の方々のご意見も募集させて頂いたところです。</p> <p>今後とも当事者や関係者の方々の御意見を伺いながら、障害者施策の推進に努めます。</p>   |
| <p>—</p> | <p>就労支援に「職場介助者制度」を積極的に取り入れてください。</p> <p>自立支援法が就労支援をうたうのなら、就労するためのさまざまな取り組みと、きちんとその人の実情に合った支援が必要です。</p> <p>ただ自立だとか、就労を詠うのではなく、きちんとその人の要望と実情にあった形での支援をした上での就労を希望します。</p> <p>またジョブコーチのように「仕事を指導」「仕事の場を調整」という形での支援を一定期間することで就労できる人もいるかもしれませんが、きちんと介助者を自薦で付けることでより重度の人も働ける可能性があると思っています。</p> <p>ですから、本人の意向に合わせて、介助者を付けて働くことも就労である事を徹底させたり、呼んだり、呼ばなかったりできる制度にしてください。</p> | <p>障害者雇用促進法に基づく「職場介助者制度」をはじめとした、障害者の方々の就労を支援する各種制度については、県雇用支援協会や他の雇用関係機関とも連携して、その周知及び利用者の増加に努めます。</p>  |